

自立と社会参加のために

みなさんの疑問にお答えします!! 特別支援教育 Q&A !!!



「特別支援教育」が法的に位置付けられて 10 年が経過するなか、全ての学校において、特別支援教育への理解が進み、一人一人の特性に応じた支援が行われるようになってきました。

しかし、「まだよく分からないことがある」という保護者の皆様のお声を聞くことがあります。そこで、県教育委員会では、県PTA連合会の御協力をいただき、多くの保護者の皆様が疑問に思っていることについて、Q&A方式でまとめてみました。

子供たちの自立と社会参加のために、参考にしていただければ幸いです。

平成 30 年 4 月



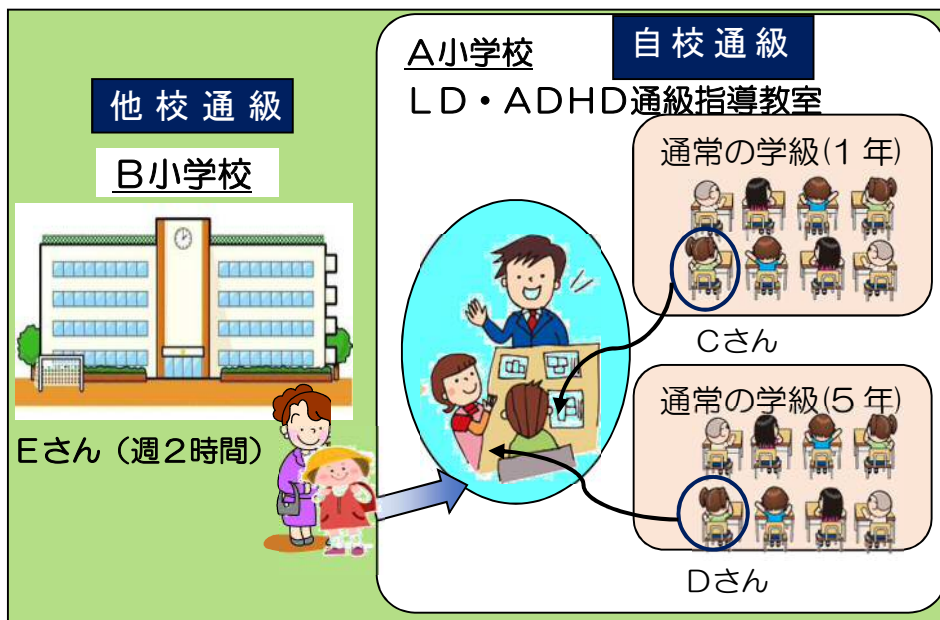
鹿児島県教育委員会

「通級による指導」を知っていますか？



「通級による指導（通級指導教室）」ってどういうもの？

小・中学校において、通常の学級に在籍する比較的軽い障害のある児童生徒が、障害の状況に応じた指導を通級指導教室において受けるものです。本県では、「言語障害通級指導教室（ことばの教室）」、「難聴通級指導教室（聞こえの教室）」、「自閉症・情緒障害通級指導教室」、「LD・ADHD通級指導教室」を設置しています。通級指導教室が在籍する学校に設置されていない場合は、近隣の設置校にある教室に通級することになります。



鹿児島県では
(H29. 5. 1 現在)

校種	教室数	人数
小学校	76	1141
中学校	7	40
合計	83	1181

(教室) (人)

図の説明をすると...

- A小学校には、「LD・ADHD通級指導教室」が設置されています。1年生のCさんは週に3時間、5年生のDさんは週に2時間、その教室に通い、それぞれ、「友達とのコミュニケーションの仕方」や「自己コントロール力を高める」などの指導などを受けています。
- B小学校に在籍しているEさんは、在籍するB小学校に通級指導教室が設置されていないことから、毎週、火曜日の午前中に2時間、A小学校の通級指導教室に通い、「文章を読む力を高める」指導や「書く力を高める」指導を受けています。この場合、A小学校への送迎は保護者が行います。また、他校で通級による指導を受ける場合、自校の授業を受けなくても欠席扱いにはなりません。
- 通級による指導を受けるためには、市町村の教育委員会の就学教育相談を受けた上で、就学判断を受ける必要があります。
- 通級指導教室では、保護者や在籍学級担任との連携を十分に図り、通級による指導が、日常生活の場などで生かされるようにしています。

平成30年度から 高等学校における「通級による指導」がスタートします!!



どうして、高等学校で、「通級による指導」が始まるの？

中学校まで行っていた「通級による指導」の継続性が重要であるということから、法を整備して、高等学校においても、通級による指導が実施できるようになりました。小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、高等学校においても、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や支援が実施できるようにするためです。

まずは、平成30年度から県立開陽高等学校で「通級による指導」を開始して、その成果を他の県立高等学校にも広げていきます。



開陽高等学校での「通級による指導」では、どんな学習をするの？

主に「自立活動」の学習をします。

入学した生徒の実態を詳しく把握して、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、進めていきます。

具体的には・・・

- 自分の長所や短所を探ろう（自己理解）
- 自己PRをしよう（コミュニケーション）
- 感情をうまくコントロールしよう（アンガーマネジメント）
- 自分の気持ちを相手にうまく伝えよう（アサーション）
- 上手な断り方を身に付けよう（ソーシャルスキル）

といったテーマで学習します。

※ 国語や数学などの補充学習ではなく、生徒の「自己肯定感（自分らしく前向きに生きようとする気持ち）」を高める指導を行います。

※ 適応指導教室や一部の特別支援学級で行われている個別の教科指導とは異なります。

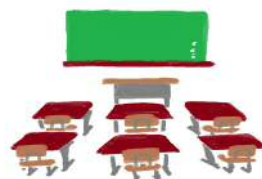
※ 「通級による指導」は一部の生徒のために行う指導・支援ですが、今後、全ての生徒にとって分かりやすい授業の実施ができるように教室の環境の工夫や、板書の工夫、ICT機器の活用など、高等学校における支援体制が充実するように努めていきます。

「合理的配慮」を知っていますか？



Q.

合理的配慮とは何？



学校における合理的配慮とは、本人や保護者からの申し出を受けて、その児童生徒が必要としている配慮を個別に提供（変更・調整）するものです。

本人・保護者が求めることと、学校等ができることについて丁寧に話し合い、合意形成をすることが大切になります。

まずは、学級担任や管理職に、合理的配慮を求める意志と、その配慮の内容等を具体的に伝えてください。

【合理的配慮の具体例】

〔困っていること〕

〔対応〕

「漢字が読めないし、教科書の音読も、どこを読んでいるか分かりません。」

板書やプリントの漢字には振り仮名を付け、音読は、読んでいる文章以外を隠すシートを準備する。

「集会活動への参加は、周りに人がたくさんいて、緊張するから苦手です。」

集会活動は、体育館の入り口付近で集団から少し離れて参加することを認める。

「聞こえづらいので、授業中の先生の声が聞き取れないことがあります。」

先生がマイクを使って授業をしたり、大事なポイントは色チョークで示したりする。

例えば・・・



高校受検における「合理的配慮」とは...



Q.

受検の際、配慮してもらえると聞いているが、どのような子供に、どのような配慮をしてもらえるの？

受検の際に、特別な配慮を求める場合には、出身中学校の校長を通して、受検する高校の校長へ申し出をすることが「鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に定められています。

障害の種類によって、提供する配慮が決まっているわけではなく、本人及び保護者から要望があった配慮について、その必要性や高校入試の公平性という観点から、中学校と高校や県教育委員会（高校教育課）で協議の上、配慮を実施することになります。



これまでに、どのような配慮が行われたの？

これまでに実施された合理的配慮の具体としては、別室受検や時間延長、座席の配慮などがあります。平成 29 年度の入試では 25 件、平成 30 年度の入試では 38 件の配慮を実施しています。

入試結果については、あくまでも合格点に達していたかどうかを基準であり、配慮を受けたことが結果に影響を及ぼすことは決してありません。



中学校での対応を参考にすると聞いたのですが、例えば、どのような対応が考えられるの？

- 書くことに困難があり、試験時間が足りないと思われる場合…
⇒ 試験時間の延長を申請したい場合は、中学校の定期考査で、どの程度の時間延長が必要だったかが参考になります。
 - 難聴のため、リスニングテストでの配慮が必要な場合…
⇒ どの程度の音量や音質（肉声、CDの音）の聞き取りができるのか、マイクやラジカセなどの機器を、ふだんの授業で使用しているのかが参考になります。
- ※ その子供が、他の子供と同様に、自分の力を発揮でき、学習に参加できるための必要な手立てについて、中学校時代から、学校と相談しておくことが大切です。

例えば…



特別支援学校高等部の受検ってどんな内容なの？

本県の特別支援学校で高等部を設置している学校は 14 校あり、入学選考では、特別支援学校高等部に就学する生徒として適切かどうか判断するために、検査（学力、日常生活における活動、集団行動、作業能力等に関する検査等）や面接を実施しています。詳細は、各特別支援学校の募集要項により定められています。

なお、本県特別支援学校高等部の入学選考は、療育手帳等の所持を条件とはしていませんが、鹿児島高等特別支援学校は、軽度の知的障害のある生徒を対象としていることから、療育手帳による確認、または、医師の診断書による確認を出願要件としています。



Q.9

公立高校と特別支援学校の併願はできるの？

鹿児島高等特別支援学校と他の特別支援学校高等部との併願はできますが、特別支援学校（鹿児島高等特別支援学校含む）と公立高校の併願は、進学機会の公平性確保の観点から認められないこととなっています。



特別支援学校の就労支援について



Q.10

卒業後の生活に向けて、どのような取組を行っているの？

特別支援学校の中学部・高等部では、自立と社会参加に向けた取組として、体験を通して働くことの喜びや厳しさを学ぶ職業教育に力を入れています。

作業学習

年間を通して、一定の作業活動を継続して行います（作業種例：農耕、園芸、木工、窯業、紙工、手芸、清掃、喫茶等）。短期間、集中的に作業活動を行う「校内実習」もあります。



例えば・・・

産業現場等における実習(現場実習)

企業や事業所等に依頼して、学校で培ってきた力（働くために必要な力）を現場で実践し、働くことの意義を学ぶとともに、職場での人間関係、余暇の過ごし方、健康な生活、決まりを守ることの大切さを学びます。

特別支援学校就労支援・スキルアップ推進事業

県教育委員会では、学校と企業等とのネットワークを強め、生徒の職業自立に向けた意欲や能力の向上を図るため、「特別支援学校技能検定」（清掃部門、喫茶サービス部門）を開催しています。また、各特別支援学校ごとに地域の企業関係者等を招き、教師や保護者を対象として研修会や意見交換等を行う「就労ネットワーク会議」を実施しています。

※ これらの取組を通して、本県特別支援学校高等部卒業生の就職率は年々伸びてきており、地域の企業等への就職も増えてきているところです。

お問合せは



鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 Tel 099-286-5296
鹿児島県教育庁 義務教育課 特別支援教育室

